

「長時間労働抑制システム導入委託」 質疑回答書

	質疑内容	回答
1	5(3)コ 本仕様はシステムにログインしていない職員をシステムの画面にて一覧で表示できる機能という認識でよろしいでしょうか。	ログインせずに利用した職員を把握できれば、手法は問いません。
2	5(4)キ 期間を指定しとは、例えば1月21日～2月20日までを期間指定し、その間のパソコン利用累積時間を集計し、設定された閾値より上だった場合に、職員へ注意喚起を行える機能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
3	5(5)カ 通常時は事前承認、緊急時のみ事後承認で職員単位にて申請し、パソコンを利用出来る機能という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり。
4	6(2) 各端末へのモジュール等のインストールは、平日日中でも作業を行うことは可能でしょうか。	原則として執務時間外の作業を想定していますが、端末の利用や業務に支障の出ない作業であれば、作業時間を協議し決定します。
5	「導入委託仕様書 3. ハードウェア、ソフトウェア要件 (3)」に記載されている「システムの冗長化」はどの程度の冗長化を必要とされていますか。クラスタソフトなどによるサーバの2重化まで必要とされていますか。	突発的な事象が発生した際に円滑に復旧できる期間・環境が設けられるのであれば、手法、程度は問いません。
6	「導入委託仕様書 5. システム要件 (1) 基本要件 ウ」に記載されている要件を満たすにあたり、利用者PCのアカウントに対して 以下の操作を行えないようにアカウントの権限を変更することは可能でしょうか。 ・サービスの停止 ・システム時刻の編集	現在既に、管理者以外は、サービスの停止、システム時刻の編集の操作を行う機能が表示されないように制御しています。
7	「導入委託仕様書 5. システム要件 (2) 蓄積データ収集・分析機能 ア」に記載されている、取得情報の項目は、全て取得が必須でしょうか。取得必須の項目と、取得任意(可能であれば取得する)の項目で分類可能であれば内訳をご回答ください。	全て必須項目となります。
8	「導入委託仕様書 5. システム要件 (2) 蓄積データ収集・分析機能 ウ」に記載されている取得すべき「パソコンの情報」の情報項目は「導入委託仕様書 5. システム要件 (2) 蓄積データ収集・分析機能 ア」に記載されている項目と同一でしょうか。 また、取得必須の項目と取得任意(可能であれば取得する)の項目で分類可能であれば、内訳をご回答ください。	「5. システム要件 (2) 蓄積データ収集・分析機能 ア」と同一であり、全て必須項目となります。
9	「導入委託仕様書 5. システム要件 (3) 管理機能(人事室) コ」の要件として「職員がシステムにログインせずに、利用し続けた職員をシステム側で把握できること。」との記載がありますが、弊社のシステムは職員がWindowsにログインを行なうと自動的にシステムにログインを行なう形を取るため、要件に記載された状況は発生しない認識です。問題はありませんか。	システム側でネットワークに接続された状態の端末(Windows)へのログイン状況を把握することができる仕組みであれば支障ありません。

「長時間労働抑制システム導入委託」 質疑回答書

	質疑内容	回答
10	「導入委託仕様書 5. システム要件 (4) 長時間労働対策機能エ」の記載要件で「管理者により警告画面の表示回数を設定できること」との記載がありますが、必須要件でしょうか。 弊社システムでは警告画面の表示タイミングは変更可能ですが、表示回数は1回のみとなります。 なお、警告画面は利用者では閉じることが出来ません。	警告画面が常時表示されているのであれば1回でも支障ありません。
11	「導入委託仕様書 5. システム要件 (4) 長時間労働対策機能オ」に記載要件で、「職員が警告画面を「閉じる」操作をした場合でも、再度自動的に警告画面が表示されること。」の記載がありますが、弊社システムではシャットダウン直前の最終警告画面でカウントダウンのダイアログが表示され職員で閉じることが出来ない仕様ですが問題ないでしょうか。	支障ありません。
12	「導入委託仕様書 5. システム要件 (4) 長時間労働対策機能カ」の要件は必須機能でしょうか。	必須となります。
13	「導入委託仕様書 5. システム要件 (4) 長時間労働対策機能キ」の要件は必須機能でしょうか。	必須となります。
14	「導入委託仕様書 5. システム要件 (6) 他システムとのデータ連携」の要件は必須機能でしょうか。	必須となります。